平成２４年（フ）第１８３号
茨城県取手市台宿２丁目20番４―401号
債務者　滝口　幸代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
茨城県稲敷郡河内町金江津4474番地
債務者　柴崎　浩治
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
茨城県取手市新取手５丁目５番23号
債務者　文隨　　享
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
長野市大字小柴見433番地
債務者　宮川　昭彦
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目１番５―401号
債務者　呉山　昌俊
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目１番５―401号
債務者　呉山　久江
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３０号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目57番地森野ハイツ201号、前の住所兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―204号
債務者　朴　　勝子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２４号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番14―302号
債務者　谷田　健次
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番10―906号
債務者　尾崎　昭信
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５４号
北九州市小倉南区葛原東５丁目６番21号　サンレミ葛原105Ｂ
債務者　溝内　芳幸（旧姓福岳）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８８号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番20―304号
債務者　福澤　　實
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番45―44号　県営鶴岡住宅２Ａ２、住民票上の住所大分県佐伯市平野町６番24号
債務者　井澤　邦夫
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
福岡県中間市中間３丁目24番１号　伊藤夏子方
債務者　手島　哲也
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７１９号
北九州市戸畑区西鞘ケ谷町８番16―402号
債務者　吉川　大樹
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７４５号
北九州市八幡西区友田１丁目５番12―405号
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５７号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目23番２号
債務者　井口梨葉子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６８号
北九州市八幡西区上上津役２丁目22番45号　201
債務者　茂永　芳文
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部